

平成30年1月～10月に発生した食中毒事件等について

1. 仙台内で発生した食中毒一覧

	発成年月日	摂食者数	患者数 (死者数)	原因食品	病因物質	原因施設	原因施設 所在地	報告 資料
1	平成30年6月26日	866	252(0)	施設で調理した食事	ウェルシュ菌	矯正所	若林区	1-2
2	平成30年8月11日	6	1(0)	カツオのタタキ、刺身盛り合わせ (マグロ、カツオのタタキ、カンパチ、 アジなめろう、ヒラメ等)	アニサキス	飲食店	青葉区	1-3
	計	872	253(0)					

(参考)宮城県内の食中毒発生件数合計【()内仙台市再掲】

期間	発生件数	患者数	死亡者数
平成30年1月から10月末まで	9(2)	284(253)	0(0)
平成29年	13(6)	312(257)	0(0)

2. その他違反食品等

	検査等年月日	食品等	違反内容	措置等
1	平成30年2月23日	ほうれんそう	プロチオホス(残留農薬) 基準値超過	当該品の回収 管轄自治体へ通報
2	平成30年2月26日	非加熱食肉製品 (サラミ)	黄色ブドウ球菌 基準値超過	当該品の回収 管轄自治体へ通報
3	平成30年2月27日	生食用かき	E.coli最確数 基準値超過	当該品の回収 管轄自治体へ通報
4	平成30年3月15日	生食用かき	麻痺性貝毒 規制値超過	当該品の回収 管轄自治体へ通報
5	平成30年4月26日	殻付かき(生食用)	麻痺性貝毒 規制値超過	当該品の回収 管轄自治体へ通報
6	平成30年8月22日	生食用冷凍鮮魚介 類 (ぼたて貝柱)	細菌数 基準値超過	当該品の回収 管轄自治体へ通報
7	平成30年9月11日	食肉(牛の筋肉)	スルファモノメキシム 基準値超過	当該品は出荷者により自主廃棄 管轄自治体へ通報

ウエルシュ菌による食中毒について

1. ウエルシュ菌の特徴

- ◆ ウエルシュ菌は、人や動物の腸管内や土壌、下水など自然界に広く分布しています。
- ◆ 健康な人の便からも検出され、その保菌率は食習慣や生活環境、年齢によって異なります。
- ◆ 酸素のないところで発育する嫌気性菌で、また、熱に強い芽胞を作るため、100℃、1～6時間の加熱でも生き残ります。
- ◆ 調理後の不適切な温度や長時間の保管により、生き残った芽胞が発芽し、菌が増殖することで食中毒がひきおこされます。
- ◆ 「加熱済み食品は安心」という誤った考えが、ウエルシュ菌による食中毒の発生原因となっています。

2. 潜伏期間と症状

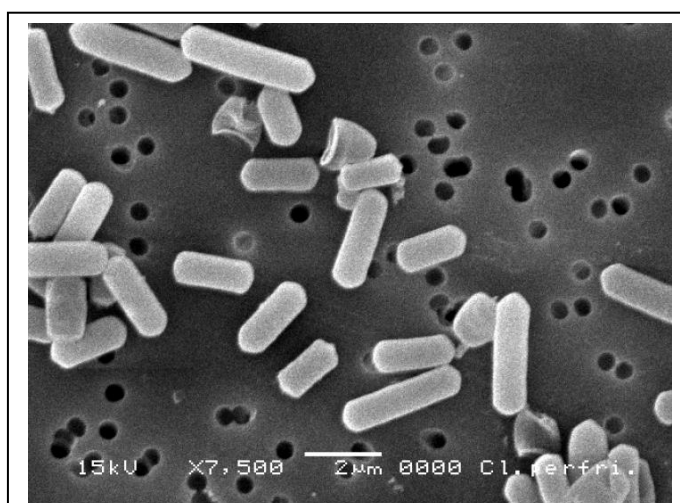
- ◆ 感染してから、6～18時間で発症します。
- ◆ 腹部の膨満感、腹痛、下痢（水様性）
- ◆ 通常1～2日間で回復します。

3. 主な原因食品

- ◆ 肉類、魚介類、野菜類およびこれらを使用した煮物
- ◆ カレー、シチュー、スープなど煮込み料理
- ◆ 大量調理食品（大量に調理され、大きな器で室温放冷・放置される食品）

4. 予防方法

- ◆ 前日調理を避け、加熱調理した食品はなるべく早く食べましょう。
- ◆ 加熱調理した食品を保存する場合は、小分けするなど工夫して急速に放冷し、冷蔵保存しましょう。
- ◆ カレー等を再加熱する場合は、十分に行いましょう。



ウエルシュ菌電子顕微鏡写真

<内閣府食品安全委員会事務局 資料より>

アニサキス (*Anisakis* 属) による食中毒について

1. アニサキスとは

アニサキスは寄生虫の一種で、その幼虫は長さ 2~3 cm の白い糸くず状であり、イカ、サバ等の内臓に寄生します。寄生している魚介類が死ぬと、内臓から筋肉部に移動することが知られています。



アニサキス幼虫



魚の内臓に付着したアニサキス

2. 症状

アニサキス幼虫が付着している刺身などを食べたとき、胃袋に入った虫体が胃壁に侵入する場合があります。食後 30 分~12 時間位で激しい腹痛、吐き気、嘔吐といった症状が現れます。

3. 原因食品

イカ、サバ、アジ、イワシ、サンマ等

4. 予防方法

- ◆ 魚介類を生食するときはアニサキス幼虫がないかどうかよく確認し、虫体を除去してください。
- ◆ 新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除いてください。
- ◆ 魚の内臓を生で食べないようにしてください。
- ◆ -20℃で 24 時間以上冷凍すると感染性が失われます。
- ◆ 一般的な料理で使う程度の食酢での処理、塩漬、醤油やわさびでは、アニサキス幼虫は死滅しません。

平成30年度 貝毒情報(15号)

関係者 各位

仙台市食品監視センター

貝毒情報について

平成30年5月2日16時現在、当所で把握している貝毒による出荷自主規制および解除の状況は下表のとおり
 ですのでお知らせします。【岩手県農林水産部水産振興課(H30.5.2公表分)に基づく】
 ご不明の点は食品監視センターまでお問い合わせください。(232-8155または8134)

(注)※印は、今回報告分

《麻痺性貝毒》 規制値:4MU/g

自主規制対象種 (検査対象種等)	都道府県	海 域	漁業 実態	規制開始 年月日	貝毒量 (MU/g)	規制解除 年月日
アカガイ	宮城県	南部海域	あり	H30.4.3	5.0	
	大阪府	大阪府海域	あり	H30.2.15	9.2	
アカザラガイ	宮城県	北部海域	あり	H30.4.5	7.3	
アサリ	宮城県	気仙沼湾	あり	H30.4.23	16.0	
	大阪府	男里川河口海域	なし	H30.2.14	35.0	
	岡山県	東部海域(備前市及び 瀬戸内市)	なし	H30.4.4	9.5	
カキ	熊本県	天草市新和町宮地浦湾 海域	なし	H19.3.6	63.0	
		天草市河浦町宮野河内 地先海域	なし	H27.1.16	24.8	
	宮城県	小泉・伊里前湾	あり	H30.5.1	9.2	
		追波湾	あり	H30.4.16	7.4	
		石巻湾東部海域	あり	H30.4.9	14.4	
石巻湾西部海域	あり	H30.2.13	5.8			
マガキ	兵庫県	姫路市地先海域	あり	H30.4.12	14.0	
		相生市地先海域	あり	H30.4.12	19.0	
	岩手県	三陸町海域	あり	H30.5.2	11.0	※
トリガイ	大阪府	大阪府海域	あり	H30.2.15	14.0	
養殖トリガイ	京都府	宮津湾波路海域	あり	H29.5.26	5.1	
ホタテガイ	岩手県	中南部海域	あり	H30.4.24	11.0	
		釜石湾海域	あり	H30.3.6	5.5	
		三陸町海域	あり	H30.4.24	17.0	
		大船渡湾西部海域	あり	H30.4.10	8.6	
		南部海域	あり	H30.4.10	10.0	
	宮城県	唐桑半島東部	あり	H30.4.24	12.0	
		気仙沼湾	あり	H30.4.3	4.3	
		小泉・伊里前湾	あり	H30.3.20	5.8	
		志津川湾	あり	H30.4.17	53.0	
		追波湾	あり	H30.4.10	9.4	
雄勝湾	あり	H30.4.10	7.0			
女川湾・牡鹿半島東部	あり	H30.3.20	5.2			
ムラサキイガイ	宮城県	南部海域	あり	H30.2.8	4.5	
		中部海域	あり	H30.3.6	5.3	
		北部海域	あり	H30.4.3	6.1	
	福島県	福島県地先海域	なし	H30.4.4	14.8	
	大分県	佐伯市蒲江南部海域(猪串湾, 小 蒲江湾, 蒲江湾, 名護屋湾)	なし	H11.3.4	14.6	

二枚貝 (検査対象:アサリ)	兵庫県	芦屋市海域	あり	H30.3.8	21.0	
		洲本市海域	あり	H30.3.8	31.0	
		姫路市地先海域	あり	H30.4.5	17.0	
二枚貝 (検査対象:アサリ及びマガキ)	兵庫県	たつの市地先海域	あり	H30.4.5	アサリ 7.3 マガキ 7.7	
		赤穂市地先海域	あり	H30.4.5	アサリ 6.8 マガキ 5.4	
天然二枚貝(タイラギを除く) (検査対象:アサリ)	大分県	佐伯市南部海域	あり	H30.3.8	68.3	
二枚貝 (検査対象:イガイ)	香川県	高松市屋島東町地先海域	あり	H30.4.13	10.4	
二枚貝 (検査対象:マガキ)	和歌山県	和歌山市加太～和歌浦湾海域	なし	H30.2.27	4.8	
	香川県	東かがわ市馬篠地先海域	あり	H30.4.6	13.8	
二枚貝 (検査対象:カキ)	高知県	室戸岬から東洋町までの地先海域	あり	H30.4.19	45.9	
	徳島県	海部郡地先海域	あり	H30.4.5	62.0	
二枚貝 (検査対象:天然カキ)	徳島県	徳島市沿岸海域	あり	H30.3.23	沖州地先 16 勝浦川河口 22	
		鳴門市沿岸(ウチノ海を除く)	あり	H30.4.3	33.0	
		鳴門市里浦町及び松茂町地先海域	あり	H30.3.26	4.2	
		小松島市及び阿南市那賀川町地先海域	あり	H30.3.26	11.0	
		播磨灘沿岸海域	あり	H30.3.28	5.8	
		阿南市地先海域	あり	H30.3.29	24.0	
		ウチノ海海域	あり	H30.4.18	7.4	
二枚貝 (検査対象:シジミ)	徳島県	吉野川水系の感潮域	あり	H30.4.10	80.0	
二枚貝 (検査対象:トリガイ)	香川県	東かがわ市引田地先海域	あり	H30.4.6	50.7	
二枚貝 (検査対象:ムラサキイガイ)	香川県	さぬき市吉見地先海域	あり	H30.4.6	215.6	
		高松市牟礼地先海域	あり	H30.4.6	20.3	
二枚貝(アカガイ、トリガイ、アサリ、シジミを除く)	大阪府	大阪府海域	あり	H30.2.14	アサリ 35.0	
マボヤ	岩手県	南部海域	あり	H30.5.2	7.0	※
		三陸町海域	あり	H30.5.2	5.5	※
		釜石湾海域	あり	H30.5.2	17.0	※

貝毒情報はホームページでもご覧になれます。

<https://www.city.sendai.jp/shokuhin/kurashi/anzen/ese/kensa/kaidoku.html>